

資料2

佐賀県地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 佐賀県地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「交付要綱」という。）第3条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）並びに生活交通確保維持改善計画の策定、実施及び評価に係る協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における住民の生活に必要な輸送手段の確保・維持・改善その他公共交通の利便の増進及び課題解決を図り、実情に則した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議会の業務）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられる事業の実施に関すること。
- (4) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金の協議に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要なこと。
- (7) 前各号に掲げる計画等に関する評価、検証及び政策の提言に関すること。

（協議会の委員）

第3条 協議会は、会長が指名する委員をもって充て、別表1の構成により組織する。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、佐賀県地域交流部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、市町の委員の中から互選により決定する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、会長が欠けたとき又は会長が欠席したときは、その職務を代理する。

（顧問）

第5条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、特に地域公共交通に関して知見のある委員の中から、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、地域公共交通に関する専門的な立場から助言等を行う。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の決議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、事業実施に係る事項については、事業の実施主体として定められた者の同意を要する。
- 4 会長は、会議への代理出席を認めることができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報の取扱いについては、十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる議題については、非公開で行うものとする。
- 6 会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、または会議への出席を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（書面による決議）

第7条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項
- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

- 2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

（協議結果の取扱い）

第8条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（部会）

第9条 協議会には、別表2に掲げる部会を置き、それぞれの部会に係る事項を協議する。

- 2 別表2に掲げるもののほか、必要な事項を協議するため、臨時部会を置くことができる。
- 3 部会は、別表2に掲げる委員をもって組織する。
- 4 部会長は、会長が指名する者をもって充て、部会を代表し、その会務を総理する。
- 5 第6条から第8条までの規定は、部会にこれを準用する。この場合において、「委員」とあるのは、「部会の委員」と、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 6 別表2に掲げる協議事項については、部会の決議をもって協議会で決議されたものとみなす。
- 7 部会は、部会において協議した事項に関して協議会に報告するものとする。

（事務局）

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、佐賀市城内一丁目1番59号佐賀県地域交流部内に置く。

- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事業年度)

第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、毎事業年度終了後、必要な書類を監査委員に提出し、その監査を受けなければならない。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の変更)

第16条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。ただし、軽易な変更については、会長が専決することができる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成28年6月20日から施行する。
- 2 この規約の施行の際に現に委員である者及び新たに委員となる者の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、施行の日から平成30年3月31日までとする。
- 3 この規約は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 7 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

8 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

9 この規約は、令和8年6月19日から施行する。

別表1（第3条関係）佐賀県地域公共交通活性化協議会 委員構成

	所属団体	役職等
会長	佐賀県	地域交流部長
委員	佐賀市	副市長
	唐津市	副市長
	鳥栖市	副市長
	多久市	副市長
	伊万里市	副市長
	武雄市	副市長
	鹿島市	副市長
	小城市	副市長
	嬉野市	副市長
	神埼市	副市長
	吉野ヶ里町	副町長
	基山町	副町長
	上峰町	副町長
	みやき町	副町長
	玄海町	副町長
	有田町	副町長
	大町町	副町長
	江北町	副町長
	白石町	副町長
	太良町	副町長
	昭和自動車株式会社	代表取締役社長
	佐賀市交通局	局長
	祐徳自動車株式会社	代表取締役社長
	西鉄バス佐賀株式会社	代表取締役社長
	西肥自動車株式会社	代表取締役
	J R九州バス株式会社	代表取締役社長
	有限会社ジョイックス交通	代表取締役
	株式会社鳥栖構内タクシー	代表取締役社長
	株式会社佐賀タクシー	代表取締役社長
	中央タクシー株式会社	代表取締役
	一般社団法人佐賀県バス協会	専務理事
	一般社団法人佐賀県タクシー協会	専務理事
	九州旅客鉄道株式会社	佐賀鉄道事業部企画運輸課長
	松浦鉄道株式会社	代表取締役
	甘木鉄道株式会社	代表取締役社長
	特定非営利活動法人市民生活支援センターふくしの家	理事長
	利用者代表	
	利用者代表	
	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	所長
	佐賀県法務私学課私立中高・専修学校支援室	室長
	佐賀県港湾課	課長

	佐賀県観光課	課長
	佐賀県長寿社会課	課長
	佐賀県障害福祉課	課長
	佐賀県道路課	課長
	佐賀県まちづくり課	課長
	佐賀県学校教育課	課長
	佐賀県警察本部	交通規制課長
	一般社団法人グローカル交流推進機構	理事長
	名古屋大学	教授
	国土交通省九州運輸局	交通政策部長
	国土交通省九州運輸局佐賀運輸支局	支局長
	その他、会長が必要と認める者	

別表 2（第 9 条関係）

部会	協議事項・委員	
公共交通利活用促進部会	協議事項	・公共交通の利活用促進に関する協議 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める交通計画の策定、実施及び評価に関する協議 ・道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の改廃等に関する協議
	委員	・九州運輸局 佐賀運輸支局長 ・佐賀県地域交流部副部長 ・市の委員を代表する者 ・町の委員を代表する者 ・一般社団法人 佐賀県バス協会 専務理事 ・関係する交通事業者である委員 ・利用者代表 ・その他、部会長が必要と認める者
地域部会	協議事項	・複数の市町間のコミュニティバスその他の交通手段の乗り入れ等に関する協議 ・その他、複数の市町間の地域公共交通の改善及び見直しに関する協議 ・道路運送法（昭和26年法律第183号）に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の改廃等に関する協議

	委員	・九州運輸局佐賀運輸支局企画輸送・監査部門首席運輸企画専門官 ・佐賀県地域交流部副部長 ・関係する市町の委員 ・一般社団法人 佐賀県バス協会 専務理事 ・関係する交通事業者である委員 ・佐賀県公安委員会代表 ・道路管理者代表 ・利用者代表 ・その他、部会長が必要と認める者
--	----	--